

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備

こども・若者の社会参画や意見聴取を行い、こども・若者のニーズをよりの確に把握し、施策に反映させることで、より実効性のあるものにしていきます。また、年齢・発達の程度に応じて、様々な形で自ら意見を表明することができる機会を確保します。

(2) こども・若者、子育て支援に係る人材確保・育成の推進

支援のさらなる充実を目指し、子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、育成に取り組んでいきます。

また、こども家庭センターを設立し、専門機関や関係機関とのつながりを深めるとともに、地域各団体や民生委員等における日常的な見守りや地域支援の輪を広げ、地域ネットワークの構築に取り組みます。

(3) 施策の推進体制

2. 計画の点検・評価の実施

計画全体や施策ごとに評価を行い、毎年身長区管理を行っていきます。必要により計画の見直しを行っていきます。